

施策5－1 学校教育の充実

●施策の現状と課題

- 本市の小中学校の学力は、4県統一学力テストの結果と比較すると大半の学校が平均値を上回っていますが、学校間で較差が見られます。
- 少人数による学級編制の要望はますます高まっており、国の標準（40人）を下回る学級編制の弾力化や市町村の財政負担による少人数の学級編制など制度の改正が行われています。
- 本市においても少子化により児童生徒数は減少しており、小学校間の較差が顕著になっています。特に南西部の小学校では複式学級編制が現実のものとなっており、児童数の減少により、集団による学力の育成などに支障が生じています。
- 児童生徒の「生きぬく力」を育てるには、教員の指導力向上や基礎学力向上の取り組みが必要です。また、学校間の児童生徒数の較差が「生きぬく力」の較差を生んでいる可能性もあります。このため、学校の適正規模、適正配置の検討が必要です。
- 家庭の生活習慣の多様化により、児童生徒の食習慣などの生活習慣の乱れが見られ、生徒指導上の諸問題が発生しています。食育推進などによる児童生徒の生活習慣改善が課題です。
- 児童生徒の「生きぬく力」の育成、望ましい生活習慣の確立には、学校のみならず、家庭・地域が一体となった取り組みが必要です。そのために、学校・家庭・地域が連携し、児童生徒の学習の場づくりを一層充実させることが課題です。
- 校舎などの学校施設の改修時期を迎えています。また、耐震対策が不十分な学校もあり、早急な対応が必要です。

●施策のねらい（めざす姿）

保護者、地域の協働により、児童生徒が基本的な生活習慣、学力、道徳心を身につけている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 基本的な生活習慣の達成度

現状値 （平成17年度）	前期目標値 （平成23年度）	家庭教育宣言※1を達成できた家庭の割合です（達成できたかどうかは保護者による自己評価です）。
74.1%	85.0%	

2. 市内の小中学校全14校中で学力テストの結果が4県統一学力テストの平均値を上回る学校数

現状値 （平成17年度）	前期目標値 （平成23年度）	福岡、宮城、岩手、和歌山の4県で同じ内容で実施している学力テストです。小学校は国語、算数、理科、社会の4科目、中学校は英語を加えた5科目で行います。
9校	11校	

（成果指標の方向性）

本市の小中学校児童生徒の学力は、大半の学校で4県統一学力テストの平均値を上回っています。一方、家庭での生活習慣・様式の多様化に伴い、就寝時間や食生活など、子どもの生活習慣に乱れが生じています。今後、「地域と家庭の教育力」の向上を図り、食育推進などにより子どもたちの生活習慣の乱れを改善し、学力や心身の健全な発達に努め、成果向上を図ります。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

基本事業	ねらい （めざす姿）	担い手	成果指標 （事業に取り組んだ成果をはかるための指標）
5-1-1 信頼され開かれた学校づくり	保護者、地域住民の学校経営への参画が拡大することで、地域の教育力が向上し子どもが健全に育まれている。	学校 地域 関係団体	・1校あたりの保護者・地域住民が参画・交流する行事数（件） ・学校経営（安全、利用、教育、地域との連携）に満足している市民の割合（％）
5-1-2 確かな学力づくり	教職員の指導力向上などにより、基礎基本の学力が向上している。	学校	・小学校統一テストの平均点の指数（国語、算数）（点） ・中学校統一テストの平均点の指数（5教科）（点） ・教職員の研修参加人数（人）
5-1-3 健全な心身の育成	規範意識や豊かな心を育むとともに、食生活改善や体力づくりにより、子どもが心身ともに健全に育っている。	学校 市民 関係団体	・健康診断での要治療者の割合（％） ・問題行動の件数（件）
5-1-4 小学校の再編	適正な規模で運営されることで、学校間の較差が解消されている。	学校 市民 行政	・通学区域に満足している保護者の割合（％）
5-1-5 学校施設設備の整備	学校施設や設備が適切に整備又は維持管理されることで、安全安心で快適な学習環境になっている。	学校	・耐震構造になっている校舎割合（％） ・全小中学校の維持管理上の不具合件数（件）

用語解説-----

※1 家庭教育宣言 「夜は〇〇時までに寝る」「大きな声できちんと返事する」「自分のものは自分で片付ける」など福岡県PTA連合会家庭教育委員会が提案する項目のことで、それを参考に、親子で相談して努力目標を宣言し、その実現に家族ぐるみで取り組みます。

施策5－2 青少年の健全育成

●施策の現状と課題

- 青少年による筑後警察署管内の刑法犯は、平成15年度113件、平成16年度42件で、不良行為は、平成15年度1,261件、平成16年度951件という状況で、近隣自治体との比較では特別高いという状況ではないものの、福岡県全体では全国でも3番目に高く、筑後市全体では県内でも高い位置にあります。
- 不登校の児童生徒数は減少傾向にありますが、依然として少なくありません。いじめは大きな社会問題になっており対応が求められています。また、青少年の同世代交流や地域での異世代間交流が少なくなり、青少年の社会性が希薄化しています。
- 地域教育力強化の基盤として、平成15年度に青少年育成校区民会議が全校区に設立され、活動が始まっています。また、小学校においても、11小学校中7校が学校を開放し、団体で遊戯やコミュニケーション能力向上のための活動を行っています。なお、地域の安全安心まちづくり協議会で、犯罪から子どもを守るための活動が始まっています。
- 青少年の健全育成のためには、学校・行政・地域・家庭が連携し、青少年の居場所づくり、指導者の育成などを通じて、社会活動体験の場の充実、相談体制や情報提供の充実を図ることが必要です。

●施策のねらい（めざす姿）
青少年が健全に育成され、豊かな社会を築く一員になっている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 将来の自分の目標を明確に持っている新成人の割合		成人式に参加した新成人へのアンケートで「あなたは将来、何をしたいか決めていますか」という質問に「はっきり決めている」と回答した人の割合です。
現状値 (平成17年度)	前期目標値 (平成23年度)	
42.0%		
2. 青少年の補導者数		筑後警察署管内で補導された青少年の人数です。
現状値 (平成17年度)	前期目標値 (平成23年度)	
829人		
2. 青少年の刑法犯数		筑後警察署管内での青少年の刑法犯数です。
現状値 (平成17年度)	前期目標値 (平成23年度)	
74人		

（成果指標の方向性）
新成人のアンケートでは「はっきり自分の将来の目標を決めている」が42％にとどまり、「選挙に必ず行く」も36％しかない状況です。青少年の健全育成は、健全な社会形成のために重要な施策であり、学校・行政・地域・家庭の連携強化により、成果向上に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

基本事業	ねらい (めざす姿)	担い手	成果指標 (事業に取り組んだ成果をはかるための指標)
5-2-1 家庭や地域の教育力の向上による生活基本習慣の習得	青少年が生活の基本習慣を身につけ、健全な社会人に成長する。	学校 市民 地域 行政	・地域の子どもたちが基本的生活習慣を身につけていると思う市民の割合（％） ・地域の子どもや学校教育支援、育成活動に積極的に関わっている市民の割合（％）
5-2-2 子どもの居場所づくりや体験活動の推進	子どもたちの居場所づくりや体験活動を推進することで、多くの子どもたちが参加交流し、自立性が養われている。	学校 市民 関係団体 行政	・青少年育成活動・体験活動の延べ参加者数（人） ・青少年育成活動の事業数（件）
5-2-3 青少年犯罪の抑制	関係機関や地域との連携を強めることで、青少年が犯罪被害にあったり罪を犯したりしないようになる。	学校 市民 関係団体 行政	・青少年の補導者数（人） ・青少年の刑法犯数（人）



施策5－3 生涯学習・スポーツの推進

●施策の現状と課題

- 少子高齢化、高度情報化、国際化、価値観の多様化など、社会環境が大きく変化する中で、多様で高度な学習をする気運が高まっています。
- 子どもから高齢者までが学習・スポーツを行うことによって、潤いのある生活実現、活力ある地域社会づくりが可能になります。そのために、各種情報の提供やコミュニティー施設の利用を促進し、市民相互の交流・学習活動の機会拡大に努める必要があります。
- 生涯学習・スポーツ推進のため、行政や市民組織などの体制の整備、人材の活用・育成に努める必要があります。市民の図書館やスポーツ施設設置への要望は高いものがありますが、学校、公民館、公園など既存施設の充実、ネットワーク化などによる有効活用を推進していく必要があります。
- 生涯学習・スポーツの機会の拡大や質の充実は、行政による施策のみならず市民自らによる自主的かつ自立した活動によって達成されます。よって、生涯学習・スポーツ関係団体の育成、自立化に努め、市民団体と行政の連携した取り組みが必要となります。

●施策のねらい（めざす姿）

自己表現、自己充実、地域貢献を図るため、市民が継続的に学習やスポーツを行っている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 生涯学習・運動を習慣化している市民の割合

現状値 （平成17年度）	前期目標値 （平成23年度）
40.1%	

市民アンケートで「生涯学習として趣味や運動を継続的にやっている」と回答した人の割合です。

（成果指標の方向性）

生涯学習・スポーツを継続している市民の割合は、40％程度となっています。年代別に見ると、高齢者層はやや高い数値を示しているものの、青年層では低くなっています。生涯学習は、自分自身を育て、潤いのある生活を築くことができ、また、地域文化の向上や活力ある社会の形成に貢献できることから、生涯学習・スポーツを継続する市民の増加に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

基本事業	ねらい （めざす姿）	担い手	成果指標 （事業に取り組んだ成果をはかるための指標）
5-3-1 市民が主体の生涯学習推進体制の強化	市民が、生涯学習・スポーツを始めるきっかけや、自立して継続的に学習できる環境が整っている。	市民 関係団体 行政	・人材バンク登録者数（人） ・自主学习団体登録数（団体）
5-3-2 生涯学習・スポーツ情報の提供	市民が、生涯学習・スポーツの情報を十分に収集することができる。	関係団体 行政	・情報提供の量や内容に満足している市民の割合（％）
5-3-3 生涯学習・スポーツの機会の提供	市民が、様々な生涯学習・スポーツの機会を利用し、活発に活動している。	関係団体 行政	・市主催の講座参加者数（人） ・生涯学習やスポーツの機会が十分にあると思う市民の割合（％）
5-3-4 生涯学習・スポーツの活動拠点の充実	生涯学習・スポーツを推進するための施設を充実することで、市民の活動の場が確保されている。	行政	・生涯学習・スポーツ活動をする施設が充足していると思う市民の割合（％）
5-3-5 サザンクス筑後の活用	サザンクス筑後を拠点として、芸術文化鑑賞や発表の場がある。	市民 関係団体 行政	・サザンクス筑後で行われた芸術文化活動の鑑賞者数（人） ・芸術鑑賞をした市民の割合（％）



ちっごマラソン大会

施策5－4 伝統文化・郷土文化の継承

●施策の現状と課題

- 本市に伝わる民俗行事のうち、水田天満宮の稚児風流、熊野神社の鬼の修正会は参加者が減少し、久富盆綱曳きは保存会の活動により参加者・観客とも微増という状況です。また、伝統技術は、久留米絣は継承者が高齢化し後継者が減少しており、手漉き和紙は継承者1名で市内には後継者が不在、掛川織は継承者1名で後継者1名、赤坂人形は継承者1名で後継者1名という状況です。伝統行事の継続、伝統技術の後継者の育成が課題です。
- 市内の歴史的文化財は、水田天満宮本殿（県指定文化財）、光明寺九重塔（県指定文化財）、熊野神社の眼鏡橋（県指定文化財）、石人山古墳（国指定文化財）がありますが、津島地区のレンガ鉄橋など新たに指定を受けられるものを見出し、関係機関に働きかけることを求められています。
- 筑後市の歴史や文化に愛着を感じている市民は総じて少ないといえますが、伝統文化を保護・継承し、郷土の歴史・文化を後世に伝え、市民の郷土に対する愛着心を育み文化意識を高める必要があります。

●施策のねらい（めざす姿）

伝統、郷土文化を知ることによって、市民が郷土に愛着を持っている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 伝統文化に愛着を持つ市民の割合

現状値 （平成17年度）	前期目標値 （平成23年度）	市民アンケートで「筑後市の伝統文化や風土に愛着を持っていますか」という質問に「持っている」と回答した人の割合です。
53.0%		

2. 筑後市の伝統文化を知っている市民の割合

現状値 （平成17年度）	前期目標値 （平成23年度）	市民アンケートで筑後市の伝統文化や文化財について11項目（※）のうち6項目以上知っているとは回答した人の割合です。
40.9%		

※「筑後市の伝統文化を知っている市民の割合」を調査する市民アンケートの回答で選択する項目にあげたものです。

1. 水田天満宮稚児風流 2. 水田天満宮千燈明祭 3. 竈門（かまど）神社千燈明祭 4. 熊野神社鬼の修正会 5. 久富盆綱曳（ひ）き 6. 久留米絣	7. 手漉（す）き和紙 8. 掛川織 9. 赤坂人形 10. 光明寺石造九重塔 11. 石人山古墳
---	---

（成果指標の方向性）

筑後市の伝統文化に対する一定の認識及び愛着を持っている市民はおおむね半数です。決して高い成果とはいえない状況にあります。伝統文化が地域性の強い行事であり、他自治体からの転入世帯も多いことから、ある程度はやむを得ない数値ともいえます。郷土を知り、愛着を持つことは、地域活性化の原動力となりうるため、啓発などを通じて成果の維持・向上に努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

基本事業	ねらい （めざす姿）	担い手	成果指標 （事業に取り組んだ成果をはかるための指標）
5-4-1 伝統行事の保存・継承	後継者の育成などにより、伝統芸能などが保存・継承されている。	地域 関係団体 行政	・活動を継続している伝統芸能数（件）
5-4-2 郷土の歴史、文化財の保護・継承	郷土の歴史や文化財の大切さを知ること、市民の文化財や史跡などに対する保護意識が高まっている。	市民 地域 行政	・開発などの際に文化財について自主的に調査依頼した件数（件）
5-4-3 伝統技術の保存・継承	久留米絣などの後継者を育成することで、伝統技術が継承されている。	地域 関係団体 行政	・後継者がいる伝統技術の割合（％）



熊野神社追儺祭

施策5－5 男女共同参画社会の推進

●施策の現状と課題

- 男女が平等な機会の下、各々の能力が発揮される社会づくりのために、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されましたが、自治体における男女共同参画条例制定はあまり進んでいない状況です（条例制定状況：県内20市町／69市町村《平成18年4月1日現在》、全国272／2,417自治体《平成17年4月1日現在》）。
- 家庭における男女共同参画に対する意識は、大都市圏と比較して地方においては、総じて高い実態があり、本市においても同様の傾向が見られます。
- DV（ドメスティックバイオレンス）※1、セクシャルハラスメント※2などの男女に関する人権問題が増加しています。（DV相談件数：平成15年度13件→平成16年度48件）
- 産業構造の変化や女性の就労意欲向上などにより共働き世帯が増加する中、子どもを産み育てたい人が安心して産み育てられる社会を構築する必要があります。
- 女性の人権尊重、固定的役割分担意識の解消、職場における性差別解消を中心に啓発活動を進めていく必要があります。

●施策のねらい（めざす姿）

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる社会が実現されている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 男女が平等だと思う市民の割合

現状値 （平成17年度）	前期目標値 （平成23年度）
（全体）45.3%	
（男性）51.0%	
（女性）41.3%	

市民アンケートで「学校・家庭・職場それぞれの分野ごとに男女の地位は平等になっていると思いますか」という質問に「平等になっている」と回答した人の平均割合です。

（成果指標の方向性）

男女が平等になっていると思う市民は全体としては4割強ですが、特に職場や家庭に限ってみれば3割弱にとどまっています。
社会生活において、性差による不平等をなくし、固定的な役割分担意識を解消するために、啓発活動など様々な施策により成果の向上を図ります。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

基本事業	ねらい （めざす姿）	担い手	成果指標 （事業に取り組んだ成果をはかるための指標）
5-5-1 男女共同参画社会の実現に向けての市民への啓発及び相談体制の充実	様々な啓発活動を行うことで、市民が男女共同参画社会の必要性を認識している。また、女性問題や男女共同参画社会に関する相談体制が整っている。	関係団体 行政	・「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識の解消に賛成する市民の割合（％） ・男女共同参画に関する啓発延べ人数（人） ・女性問題などに関する相談件数（件）
5-5-2 まちづくりにおける女性の参画の推進	積極的な参画のための環境づくりを行うことで、地域や行政などのまちづくりへの女性の参画が増加する。	市民 関係団体 行政	・審議会・委員会の女性の登用率（％） ・区長・公民館長の女性の登用率（％）
5-5-3 男女共同参画推進の制度・推進体制の整備	男女共同参画社会の実現に向け、様々な制度や組織などが整備され、事業計画が着実に実行されている。	行政	・男女共同参画推進に関する事業実施に対する女性問題審議会による評価（点）

用語解説-----

- ※1 DV（ドメスティックバイオレンス） 配偶者や恋人など、親密な関係にあるパートナー間で起きる暴力を指します。
- ※2 セクシャルハラスメント 相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触や、性的なうわさの流布などその態様は様々です。特に雇用の場においては、「職場（労働者が職務を遂行する場所）において行われる性的な言動などに対する労働者の対応によって、その労働者が労働条件に不利益を受けたり、就業環境が害されること」をいいます。



施策5－6 人権・同和教育の推進

●施策の現状と課題

- 市民の人権に対する意識は高まっていますが、同和問題や障害児・者差別をはじめ、外国人差別、児童・高齢者虐待、ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメントなど新たな差別の増加が問題になっています。
- 平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体及び国民の責務、必要な措置が定められました。
- 同和問題の解決に向けては、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成13年度で失効となり、これまでの主にハード事業による環境整備主体から、啓発主体に移行する政策転換が図られました。
- すべての市民の人権が尊重される社会づくりのため、啓発の強化、相談体制の充実が課題です。

●施策のねらい（めざす姿）
差別のない、人権が守られる平等な社会がつけられている。

●施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

1. 最近1年間に人権を傷つけられたことがある市民の割合

現状値 （平成17年度）	前期目標値 （平成23年度）
20.6%	

市民アンケートで「あなたはこの1年間に人の言動で人権を傷つけられたことがありますか」という質問に「ある」と回答した人の割合です。

2. 最近1年間に人権を傷つけたことがある市民の割合

現状値 （平成17年度）	前期目標値 （平成23年度）
14.0%	

市民アンケートで「あなたはこの1年間にあなたの言動で他の人の人権を傷つけたと思うことがありますか」という質問に「ある」と回答した人の割合です。

（成果指標の方向性）

人権を傷つけられたことがある市民の割合は、20%と決して少なくはありません。ドメスティックバイオレンスの増加などが影響しているものと思われますが、人権尊重は健全な人間社会を構築する上での大原則であり、人権侵害のない社会づくりに努めます。

●基本事業（施策の成果をあげる手段）

基本事業	ねらい （めざす姿）	担い手	成果指標 （事業に取り組んだ成果をはかるための指標）
5-6-1 同和問題の解決	啓発や相談体制の充実などで、同和問題を解決し、生活実態が改善されている。	市民 関係団体 行政	・市が主催する人権啓発事業への参加者数（人） ・同和問題に関する相談件数（件）
5-6-2 市民への啓発の充実	人権に対する正しい知識が身につき、人権が尊重されている。	関係団体 行政	・最近1年間に人権について学んだことのある市民の割合（%）

